平成25年第3回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成25年5月21日 開会 マ成25年5月21日 閉会

吉田町議会

平成25年第3回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月21日)

○町長挨拶
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○議案第43号及び議案第44号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第43号の質疑、討論、採決
○議案第44号の質疑、討論、採決1 7
○議長辞職の件
○議長選挙
○議長就任挨拶
○副議長辞職の件
○副議長選挙
○副議長就任挨拶
○常任委員会委員の選任
○議会運営委員会委員の選任····································
○議会閉会中の継続調査について
○町長挨拶
○議長挨拶
○閉会の宣告

開会 午前 9時00分

○議長(八木 栄君) 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成25年第3回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに 御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位に おかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎 重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長(八木 栄君) 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) おはようございます。

議員の皆様のお元気なお顔に接し、うれしく思います。

今、KとFとO工区の津波避難タワーが建設途中でございますけれども、このごろ、よく町民の方から電話をいただくことがございます。例えば、Kで言いますと、まあ、あれができた後、町民の皆様が健康教室に使いたいんだがどうだろうかね、ということは、上りおりとかですね、それから電気の量を使ってそのときの温度数とか、そういうような運動ができるんじゃないですかとか、いろんな平時の活用法についていろいろな意見提案がございます。いろんな意味で町民の皆様が今度できるOについてこんなふうに使いたい、ああいうふうに使いたいと、非常時とは別にですね、考えているということで、非常にうれしく思っております。

よくああいう現場に参りますと、町民の皆様が、おじいさんもおばあさんもそうですけれども、お母さんが時々見学に来ているようです。いろんな意味で町民の皆様の期待というものがあそこに結実しているのではないかと思っております。この町が津波防災町づくりをスピード感を持って進めているわけでございますけれども、町民の期待に応えるように町民の

皆様と力を合わせて頑張りたいと思っております。よろしくお願します。

◎開会の宣告

○議長(八木 栄君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(八木 栄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、7番、佐藤正司君、8番、吉永滿祭 君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(八木 栄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりであります

◎議案第43号及び議案第44号の一括上程、説明

○議長(八木 栄君) 次に、日程第3、第43号議案、日程第4、第44号議案の2議案を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 平成25年第3回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の内容につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、契約の締結について2件ございます。それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第43号議案は、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事 (B工区)請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により契約金額2億8,350万円で、藤枝市城南二丁目七番地の3、角丸建設株式会社、代表取締役、伊藤明と請負契約を締結することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第44号議案は、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事 (F工区)請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により請負契約金額2億5,410万円で、島田市御仮屋町8863番地の1、株式会社グロージオ、代表取締役、山本利彦と請負契約を締結することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

以上が、上程をいたします2議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(八木 栄君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

〇都市建設課長(八木三千博君) 都市建設課でございます。

都市建設課から、第43号議案と第44号議案の2件について御説明いたします。

最初に、第43号議案、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波避難タワー設置 工事(B工区)の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の1、2ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

B工区については、4月初旬に実施伺い決済後、制限付き一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、4月15日から4月25日までの募集期間に13社の申請がありました。この13社について、4月26日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この13社の参加資格が確認されたことから、確認結果を通知するとともに、設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、5月15日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、藤枝市城南二丁目七番地の3、角丸建設株式会社が2億7,000万円で落札し、5月17日に落札額に100分の5を加えた金額であります2億8,350で仮契約を締結しております。

なお、工期は5月22日から翌年の2月21日までとしております。

参考資料の1の2ページの工事等概要書をごらんいただきたいと思います。

3の工事内容ですが、鋼橋架設工事としまして、工場製作物とそれを現場に設置する架設工事があります。

4の基本性能としまして、収容人員約500人、有効面積550平方メートル、想定浸水深4.6 メートルになります。

大変申しわけありません。面積ですけれども、言い間違えてしまいました。有効面積は 255平方メートルであります。それから、想定浸水深が4.6メートルになります。設計荷重と しましては、平方メートル当たり3.5キロニュートン、耐震性能はF2対応としております。

5の構造形式は、上部構造としては、鋼床版鈑桁立体ラーメン構造です。下部構造は円形 鋼製橋脚となり、基礎構造は支持杭となります。

6の主要材料は、上部構造が普通鋼材で、下部構造が一般構造用炭素鋼管となります。基礎の構造は、鉄筋コンクリートと基礎杭となっています。防錆方法は、溶融亜鉛メッキの上

に塗装となっております。

橋面工としましては、遮熱性アスファルト舗装となり、防護柵と落下物防止柵、ソーラーの照明装置などがあります。

B工区は、海岸幹線道路上に設置する歩道橋タイプとなります。

工事概要は以上となります。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、 吉田町の定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として予定価格5,000万円以上の工事、または製造の請負 という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第43号議案の説明でございました。

続きまして、第44号議案、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波避難タワー 設置工事(F工区)の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の3、4ページと参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

F工区においても、先ほどのB工区と同様に実施伺い決済後、制限付き一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、4月15日から4月25日までの募集期間に13社の申請がありました。この13社について、4月26日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この13社の参加資格が確認されたことから確認結果を通知するとともに、設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧をした後に、5月15日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、島田市御仮屋町8863番地の1、株式会社グロージオが2億4,200万円で落札 し、5月17日に、落札額に100分の5を加えた金額であります2億5,410万円で、工期は5月 22日から翌年の2月21日までとして仮契約を締結しております。

参考資料2の2ページ、工期等概要書をごらんください。

F工区の工事概要は、大きさや形態は異なりますが、構造形式や主要材料、橋面工などが B工区と同様となっております。

また、F工区についても海岸幹線の道路上に設置する歩道橋タイプとなります。

今回、この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町の定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負と

いう規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、第44号議案の説明でございます。

上程させていただきました2議案について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八木 栄君) 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時13分

再開 午前10時10分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。 ただいまの出席議員は13名です。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第3、第43号議案、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事(Bエ区)請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう お願いします。

また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はございませんか。

3番、山内均君。

〇3番(山内 均君) はい、山内です。

幾つかお伺いします。今回の避難タワーに関しては、工作物という申請であると思います。

建築物であれば、建築基準法上で中間検査であるとか完了検査、要するに検査義務が発生しています。先日の議会の中で工作物に関しては、多分検査義務というのはないという回答をお伺いしました。そのときに、これだけ大きな建物で全国的な標準になるだろう重要な建物だと思います。工作物だと思います。そのときに工作物としての検査、最終検査はどういう形でシステムが構築されているのか、その1点をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、今回のB、Fのタワーにつきましては、検査のほうは、やはり完成後の完成検査というようなのが主になってきます。ただし、地下に入ってしまうものとか後々確認できないもの、そういうものにつきましては、先ほど言われたように中間検査というようなもので、その都度その都度何回か検査というものはやるような形をとっております。検査の体制につきましては、総務課にあります契約管理のほうの検査員のほうで検査をしていただきます。

以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 3番、山内均君。
- 〇3番(山内 均君) 山内です。

検査の体制に関してはお聞きしました。そのときに、特に地下の今回の30メートル、40メートルの深さの中の耐力が確かにとれているかどうか。その、疑うんじゃなくて、とれていることを前提に聞くんですけれども、そのときに、今言ったように検査をします。その検査をした結果、それはどういう形で公表をする用意があるのかどうか。当然、これだけ大きな契約を議会としてその委任をしたときに、そのものは確かに十分安全にとられていますよ、その想定した範囲の耐力はとれていますよ、それが必ず最後まで責任を持って、そして、責任を持った形で契約に臨まなければいかんと思っていますので、ぜひその辺を見える形での体制があるのかどうか。もしなかったらどんな形でしようとしているのか、それをお伺いいたします。

- 〇議長(八木 栄君) 理事、梅村博君。
- **〇理事(梅村 博君)** ただいまの質問の、特に基礎の、何と言うのですか、後から補強ができないようなものの検査をちゃんとできるか、それをちゃんと皆さんがわかるように公表できるのかというような御質問でした。

まず、国の場合はどちらかというと責任施工のような関係になっていまして、それについては、業者にお任せしているというわけじゃないんですけど、それの証拠のあるものを全部

出してもらいまして、後々、万が一瑕疵があった場合については、それはそれなりにそうい う形をとっております。

今回の分は役場はそこまでございませんけれど、くいの場合は、工場のほう、今回は東京のほうでこのくいを製作しておりますけれど、本来、この場合は工場の立会いというところまでは業者に任せておりますが、役場の場合は県の基準に従いまして、工場まで出向いて役場の職員が監督する、検査の者がタイルの検査をしております。その者がそこに、杭にサインをしてその者が現場に入ったというか、確認をしております。

ただ、その者につきまして、町民の皆様が一般の方にこういうふうに公明正大でやっているという形を示すという部分は、国も県も恐らくそういうシステムはなかろうかと思います。 ただ、今お話いただいた見える体制が必要だという部分につきましては、今のところは役場では何も考えてございませんが、そういうな御指摘が今お話があったということは受けとめていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(八木 栄君) 3番、山内均君。
- 〇3番(山内 均君) 山内です。

すみません、聞きたかったのはそういうことではなくて、今くいそのものに関しては、JIS規格、JAS規格でしっかりと確立というか確認をされているはずなんです。ところが、特に阪神のときにああいう形であって、建築上、重要さがすごい変わりました。そのときに、その中で今言った基礎のパイルの地耐力が多分出るようになるのか、いろんな方法があると思うんですけど、そのときの確かにとれていますよ、せっかくこの抽象物の中に耐力がとれているものがいきますと。その図面の中でその耐力のとれているという担保ですね、そういうものを、当然、パイル屋さん、パイルをやる人に関しては、データをとりながらやっているはずなんです。基本的にはそれでないと前に進みませんので、だからそのデータの最終データ、これだけ大きな金額の安全性、国の基準、これから基準になっていくから、その部分をやっぱりしっかりやることが吉田町の信用であるとか、そこは僕はつながってくると思うんですね。

そういう意味での地耐力の、確かに計算どおり、計画どおりありますよという数字です。 くいそのものでなくて、実際に現場でやったときの数字を、まあ、そこまで確認をすること が、本来なら議決をしてやっていくときに、僕の意思としてはそのターゲットだと思ってい ますので、今その質問をしました。

〇議長(八木 栄君) 理事、梅村博君。

○理事(梅村 博君) くいのほうの最終、打ちどめというんですけれども、1番最後に、今回のくいは、径が約50センチの径で肉厚が10センチぐらいのコンクリートがあります。ですから、内空としては30センチぐらいありまして、そこをスクリューでこうもみながら土砂を上げながら、あとはくいの自重で下がっていくということで、最終は事前のボーリング調査で基礎地盤だという30数メーターのところが1番よいと。その分についてはデータでそのオーバーでもむ機械にどのくらいの出力がかかってどれだけ入ったというデータがあると思いますが、それについては、今のところ業者のほうからそういうデータを提出しろというような決まりにはなっておりません。

ただし、今言ったように最新工法だものですから、確認するというのは必要だというようなことは、やっぱり必要ないというふうに委託のほうでちゃんと設計どおりの耐力ができるのか、そういう地盤がちゃんと入ってるのかの確認は必要だと思っておりますので、今御指摘があった分につきましては、どういう体制でできるのか、また検討させていただきますが、この御指摘を踏まえながら、より確実で堅固なものをつくっていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(八木 栄君) 3番、山内均君。
- ○3番(山内 均君) 今の説明でいくと、間違いなく抵抗値という形で耐力が出るはずですね。出ると思います。そのデータというのは、さっき言ったように最終的にずっととりながらいって、なければ頭を切るやつがたくさん出てくると思います。幾つか出ると思います。そういうもので1番最後のところの強さが全ての面を支えるわけですから、それをぜひ見える形ができたらお願いしたいと思います。要望とさせていただきます。
- ○議長(八木 栄君) ほかに。何かございますか。

1番、増田剛士君。

○1番(増田剛士君) 1番、増田です。

実際今、もう工事が始まっているところがありまして、その中でちょっとあることなんですが、基本的にこの説明の中でくいを打ったり何だりするときには、先ほど言われたようにねじ込んでということであったんですけれども、実際工事が始まった現場付近のお宅で、あそこ、どうしてもこう微振動というのが起きていると。その中で、実際どこまでなっているかわからないですけれども、家がひずんでくるんじゃないかなというような不安を持っておられる方もおられるんです。

そうした場合、この新しく契約するわけなんですけれども、そういったことの対策という

のは、契約の中に工事業者が補償するのか、町がそれをするのかというようなことであると 思うんですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょう。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、確かにどうしても重機もかなり重たい重機が現場にこれから来ますので、やはりそれが持ってくるときには、多少なりにも振動は現実問題としてあります。

今言われたように、うちがこうひずんだりとかというものにつきましては、事前に、もう近くのうちとかある程度の離れているところまでのところを事前に調査します。調査をした中で、実際終わってみて、おうちの中が、ここのところこうなっちゃったとかそういうものがあれば、その事前調査の結果等を踏まえた中で見ていくわけなんですけれども、現実問題として、何か事が生じたということであれば、当然補償等という話になってきます。

その補償ですけれども、それにつきましても、本来は町のほうで補償することになります けれども、ただし、工事の施工が悪いとかそういうものがありましたら、やはり、それは業 者のほうが補償というか、弁償するような形になると思います。

以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 1番、増田剛士君。
- ○1番(増田剛士君) そうしますと、調査は町のほうで第三者機関に頼むのか、そういった ところはどうなっておるのでしょうか。
- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- **〇都市建設課長(八木三千博君)** ただいまの件ですけれども、ちょっと事前の調査というものは業者のほうに任せている状態であります。

以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 1番、増田剛士君。
- ○1番(増田剛士君) この業者というのは、今回契約するわけですけれども、この業者ということで考えてよろしいですか。じゃ、各タワーごと違うその担当の入札した業者がやるということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- **〇都市建設課長(八木三千博君)** ただいま言われたように、落札業者のほうがやるような形になっております。

以上です。

○議長(八木 栄君) ほかに何かございますか。

10番、増田宏胤君。

○10番(増田宏胤君) 10番、増田です。

B工区におかれては、工期が平成26年2月21日という説明がありました。その中で、工期 についてはどのように決められていくのかということで質問したいと思います。

1つには、請負金額に応じて決めるのか、あるいは現場に応じて決められていくのか。また、避難タワーとしてということでありますので、特別な日数になるのか、それで工期の決定を見られたときの内容についてお聞きします。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、工期の算定方法ですけれども、今議員さんが言われたように、請負金額というか設計金額、そういうもので算出する方法もございます。今回のタワーにつきましては、もうK、L、Oの実績がございますので、その実績に合わせた形で工期の設定のほうはさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 10番、増田宏胤君。
- ○10番(増田宏胤君) まあ、K、L、Oの工期については進められておりますけれども、 一般の工期としては工事がおくれているという風評があります。その中で、こう何か是正を するといいますか、何かよい手法はあるのか。ありましたらお示しをいただきたいと思いま す。
- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、今後B, Fの工事にかかっていくわけなんですけれども、事前に地元のほうでも地元説明会というような形で、1番最初は去年の5月、ゴールデンウィークのときに一度やりまして、その後、今年に入りまして各場所についてやっております。その中でも、なるべく早くできないかということも実際ありました。

現実問題としまして、今回9カ月という工期を組んでおります。これは、結構頑張って工期を組んでいるということで、やはり、突貫工事みたいなもの、近所の方に迷惑をかけるとかそういうことを抜きで考えれば、もちろん、やらなければいけないときもありますよ。どうしても防げないと余計迷惑かけることもありますけれども、現状の残業ぐらいやって頑張っていただくのが今精いっぱいのところじゃないかと考えております。

- 〇議長(八木 栄君) 10番、増田宏胤君。
- ○10番(増田宏胤君) もう1点お聞きをします。工期がおくれた場合、あるいは工期が遅延した場合に、現在の請負契約、内容というものは確認はしましたけれども、おくれた場合の処置といいますか、どのような内容になっているのかをお聞きをします。

なお、あわせて、工期がおくれた場合のペナルティというのは考えられているのか、お聞きをします。

- ○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) 今回のB、Fも含めまして残り12基、現在発注している工事、実際動いているもの以外につきましては、それも含めますけれども、全部で15基なんですけれども、繰越明許という形をとっておりますので、絶対条件ということで来年の3月31日までには完成をするというのが絶対条件であります。

このことを考えますと、遅延するとかということはあってはならないことということで考えておりますので、まずそれはないというふうに思っております。

今言われたように、もしも、万が一にもそういうことがあったとしたならばということですけれども、やはり、何らかのことは今後考えていかなければ、何らかのペナルティーなるものは考えていかなければならないんじゃないかなとは思いますけれども、そういうものはあってはならないと考えております。

以上です。

〇議長(八木 栄君) ほかに。

7番、佐藤正司君。

- ○7番(佐藤正司君) 直接議案にかかわることではないんですけれど、前回、入札でやったときに、談合等ということで、新聞社と町に寄せられたということがありましたけれども、今回はそういうことはなかったのかということと、前回、談合情報が寄せられた後、町の対応というのが基準で対応しましたよということで報告がありましたけれども、その後、そのことについての何か動きというかアクションていうか何かあったのかどうか、その2点を聞きます。
- 〇議長(八木 栄君) 総務課長、田村政博君。
- ○総務課長(田村政博君) 今回のB、Fの工事の発注に関しましては、特にそのような風評とか電話とかそういうの一切ございませんでした。また、入札の完了しましたら処置をしたかということがあったかということですけど、特に町の中では新たな動きをしたということ

はございません。

- O議長(八木 栄君)
 ほかに何かないですか。

 12番、藤田和寿君。
- **〇12番(藤田和寿君)** 12番、藤田でございます。

ざいますけれども、そうした中で、アベノミクス効果で公共事業の大分受注が出て、東北地方におきましてはコンクリートの値段が上がったり、円安なんかによりまして鉄鋼も大手自動車メーカーさんのほうはまだ改定のところになって値上げ交渉の折衝をしているという形で、鋼材の値上がり、市場では日本鉄鋼関係やってますから、値上げの状況を聞かれます。そうしたところで、今回の設計書の予定価格において、母材ですね、大きな強度部分で、先ほどの全協で理事のほうから100トンぐらい使うというお話があったところでもあるんでございますけれども、その単価的なものは直近のものをされているとは思うんですが、前回と比べてやっぱり値上がった状況であるのか、その辺をどのように管理しているのか、教え

都市防災関係は全国的に、今回の補正は市町ではうちの町が最先端を行っているわけでご

〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

ていただきたいと思いますが。

○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、部材等の単価ですけれども、実際鋼材につきましては、もう3月の段階で年が明ければ1割ぐらい上がるんじゃないかという情報も得ておりました。1割上がるということは非常に厳しい話だなと思っておりましたけれども、現実問題としまして今回のB、F、こちらの積算につきましては、まだ単価を調べるには物価版等を利用するわけなんですけれども、その物価版等にまだ反映されていない現実でしたので、まだ値上がりをしていないと、そういう形で今回のB、Fにつきましては積算をしております。

以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 12番、藤田和寿君。
- ○12番(藤田和寿君) そうすると市場の値段、これからですね、先ほどの全協で確認させてもらったんですけれども、応札した会社さんにしても大きな橋梁の部分については仮発注もできないし、入札した契約も本日の議決をもって正式発注となるという形で、本当にリスクを背負った形での目いっぱい頑張った価格を提示をされている認識を問うわけです。

今の御説明でいきますと、市場では約1割ぐらい単価として上がっているといったところで、それがどうなっているかどうかわかりませんけれども、価格は動いておりますのであれ

ですけれども、予定価格が95、6というところであるだけで、一般的にその金額に対してちょっと高目だなと思った認識があったわけですけれども、そうすると、母材等を考えると、それは応札した会社さんがそれ相応の努力で、その分は1割というと割と大きいと思うんですよね。といった目いっぱい頑張った競争をされているという認識で、担当課は認識していますか。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件ですけれども、今回落札した2社につきましては、かなり頑張った金額で入れているんではないかなと思っております。
 以上です。
- 〇議長(八木 栄君) 12番、藤田和寿君。
- **〇12番(藤田和寿君)** はい、12番です。

今回の補正は、アベノミクスも3本の矢の一つを担っていると思います。経済対策という 形で、速やかな遂行、速やかな支払いという形で、そのような説明を行政報告会で説明を受 けたのを覚えているわけでございますけれども。

そうした場合、経済対策といいますと、やはり、地元への経済波及というものもある程度 必要ではないかなと思います。前回の3基におきましても、地元の点数的なものも今回 1,000点という形で上がったわけでございまして、その中にたしか答弁だと思いますけれど も、下請とかいろんな形で下に入ってすることも考えられるのではないかと。

今回、全国的に初めてのケースでありますし、非常に技術が要る工事でありますので、町内の中でそういった1,000点という枠で考えたときに、そこに到達している会社がないわけでございますけれども、考え方によっては、そこの下請的な枠の中に入って技術を盗んでもらって、技術を取得してもらうということもありますし、その辺のところのものが地元に反映されるということも考えられるわけでございますけれども、強制的なことはできないけれども、できることであれば、地元の業者を使ってもらいたいような指導というものをしているかどうか、それについて御答弁のほどお願いしたいと思います。

- 〇議長(八木 栄君) 理事、梅村博君。
- ○理事(梅村 博君) 今回、第1班が工事が請け負った地元の業者さんについては、前言った技術力とかいろんなものを活用する必要があると思ってます。

今回、2本の工事につきましては、一応、落札した業者が、まだ今回仮契約しかしてございませんが、うちの総務課へと挨拶に来ました。その中で、私のほうから、町長も一度会っ

てございますけれども、地元の業者ということも聞いて。どこでもいいようなものは、まず どこでも調達できるものは難しくなく調達して仕入れてます。あと地元の有能な業者等もた くさんいますので活用をということでお願いはしております。ただ、具体的にここでは指し ていませんが、その辺の部分は役場の気持ちは各、今回決まった2社につきましては、その 気持ちは持っていただいているのかなとは感じております。

- ○議長(八木 栄君) ほかに質疑はございませんか。
 3番、山内均君。
- ○3番(山内 均君) 山内です。

契約の建物に対して、安全であるかということでちょっとお伺いいたします。

先ほど町長の話で、階段を健康的に有効に利用したらどうだ。そして、契約の概要の中には、落下防止であるとか防護柵であるとか、確かに安全対策は配慮されています。

ただ一つ、住民の方からちょっと話があったんですけれども、子供たちが登って遊ぶ可能性というのを指摘されたわけです。そうしたときに、当然そういう心配があって、けがとかそういうのを考えたときに、誰が管理をしていくのかということまでも、こういう契約の大事な内容だと思うんですけれども、その部分に関しては、何か対策とか配慮とかというのは、特になされているものはあるんですか。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件ですけれども、同じような質問が地元説明会に行ったときも出ました。その中でも、管理自体は町が管理することになりますけれども、現在、本当に皆さんで考えていただいていろいろな用途に使えるようにしてくださいというお願いをしている中で、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないかという御指摘がありました。

ただし、そのときも言いましたけれども、皆さんで毎日というか、常に使えるようなもの、そういう施設にしていただきたいという中で、余りにもそういうことでそういう事故がありましたら、もしかしたら今後は閉鎖していかなければならないとかというそういうことまで地元説明会でも説明しましたけれども、そういうことのないように管理のほうもしたいですけれども、現在のところは、それに対してどういう考策をというものは現在のところはありませんが、今後何かありましたら、ちょっとそれに対する一つ一つのものに対して検討していきたいというふうに考えます。

〇議長(八木 栄君) 3番、山内均君。

- ○3番(山内 均君) 今言われた管理というのは、建物の、その管理ですか。人の管理ではないですよね。1番心配するのは、子供たちが乗って遊ぶという中での、そういう事故に対して当然、しっかりとした対策みたいなものを持っていかないと、何が起きるかわからない中で、だからけがしたんだよと、責任が町に来る可能性というのは十分に考えられますので、その辺で今お聞きしたわけですけれども、お考えを。
- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- 〇都市建設課長(八木三千博君) 説明がちょっと下手で申しわけありませんでした。

横断歩道型、今回のB、Fにつきましては、やはり、そのところを閉鎖するなんてことは ちょっと無理なんですけれども、そのほかのこれから発注してくるものにつきましては、普 通の道路の上でないようなところにもタワーの設置をしていきます。

そういうところでは、有効利用をしていただきたいという中で、提案みたいなものが出てきて、こういうものに使ったらどうかとかそういう話が出てきましたら、それに対して、じゃ、どういう危険性があるのかというものを、そういう利用方法に対して検討していきたいと。そいういうことで、それによっては、もしかしたら階段の部分、非常に危なくなるので、階段のところはこう、何かフェンスみたいに閉じたり開いたりすることができるようなフェンスみたいなものもしましょうとかということになるかもしれません。

現在は、どういう有効利用をしてくれるかというのはわからない段階ですので、わかった 段階で一つずつ検討していきたいと、そういうことで説明したつもりでございます。

○議長(八木 栄君) ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長(八木 栄君) 日程第4、第44号議案、平成24年度(繰越明許)都市防災総合推進事業津波タワー設置工事(Fエ区)請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番(藤田和寿君) はい、12番です。

先月の上旬ですけれども、時量60ミリの雨が3時間続きまして、町内でも冠水、床下浸水、 床上、車が水没等、さまざまな水害が起きたわけでございます。

今回予定されてますF地区の榛南幹線のところは、排水対策の関係でボックスカンバードを歩道の下に埋設して、排水のとりつぎをするということは先の答弁で聞いておりますし、町民の方々も皆さんそれを承知でいたわけでございますけれども。

今回のこの絵図面を見ますと、水路が歩道から大分ずれて水道ボックスが曲がった形でなっておりますけれども、ここのところ、今回の雨のとき、うちは新しいものだからよいと思うんですけれども、水等の関係、曲がることによった影響等、それについては、このもともと真っすぐだったところを曲げたのか。真っすぐ行きますとちょうど支柱のところに、くいのところに行きますので、素人考えだと、そのために迂回しているのかなと推測するわけでございますけれども。それについて説明をお願いします。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- ○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、北側、南側、北側の部分の水路ですけれども、かなりこうクランク状態になっているわけですけれども、これにつきましては、タワーの建設に伴ってこのような形に持っていったということでなく、当初からこういう形になっています。この間を縫うような形でタワーのほうは工事をしていくと、そういうことであります。

以上です。

- 〇議長(八木 栄君) 12番、藤田和寿君。
- **〇12番(藤田和寿君)** そうしますと、前回の大雨のときにも、この地域というのは、特に

水量的なものはこの曲がったことによって影響はなかったということでよろしいですか。も う実際にあるわけですからね、今。

- 〇議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。
- **〇都市建設課長(八木三千博君)** ただいまの件ですけれども、ここの場所で冠水したというような話はちょっと聞いておりませんので、大丈夫だというふうに考えております。 以上です。
- ○議長(八木 栄君) ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

当局の皆さんにつきましては、ここで御退席をいただき、議会の組織構成が決定次第連絡 いたしますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆さんは、ただいまから全員協議会を開催いたしますので、第2会議室へお集まり ください。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時01分

○副議長(藤田和寿君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ここからは議長にかわりまして、副議長が議事を進めます。 議長、八木栄君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇副議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直 ちに議題とすることを決定しました。

◎議長辞職の件

O副議長(藤田和寿君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。 地方自治法第117条の規定によって、八木栄君の退場を求めます。

〔議長 八木 栄君退場〕

- **〇副議長(藤田和寿君)** それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。
 - 〔議会事務局長 仲田京司君朗読〕
- 〇副議長(藤田和寿君) お諮りいたします。

八木栄君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、八木栄君の議長の辞職を許可することに決定しました。 八木栄君の退場を解きます。

〔八木 栄君入場〕

○副議長(藤田和寿君) ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりください。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時21分

○副議長(藤田和寿君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副議長(藤田和寿君) ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇副議長(藤田和寿君) 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに 選挙を行うことに決定しました。

◎議長選挙

〇副議長(藤田和寿君) 追加日程第1、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(藤田和寿君) ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、増田剛士君及び2番、杉本幸正君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長(藤田和寿君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長(藤田和寿君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長(藤田和寿君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次お願いいたします。

〔投票〕

○副議長(藤田和寿君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇副議長(藤田和寿君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、増田剛士君及び2番、杉本幸正君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

〇副議長(藤田和寿君) 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、八木栄君7票、藤田和寿君5票、佐藤正司君1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、八木栄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(藤田和寿君) ただいま議長に当選された八木栄君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

八木栄君から議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。

◎議長就任挨拶

○議長(八木 栄君) ただいま、皆様方の中から選挙で議長に選任されました八木栄です。

私は、先ほど述べました抱負を実現し、また、今まで以上に議会改革、議会改革は議会が ある以上永遠に続くものだと思っております。そういうことで、町民との対話、その辺を増 やしていき、本当に町民の方と共存して町づくりができるような形で議会運営を進めていき たいと思います。

また、議員13人一丸となって、残りの2年間やっていきたいと思います。私自身もここで前2年の継続ではなくて、新たにスイッチをリセットし、初心に返った気持ちで本当にこれからの2年間、一生懸命務めさせていただきますので、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

〇副議長(藤田和寿君) ありがとうございました。

以上で、私の職務は終了しました。議長と交代します。

御協力ありがとうございました。

八木議長、議長席にお着きください。

○議長(八木 栄君) ここから新議長が進行します。

ここからは、私が議事を進めます。

ここで、資料配付のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副議長、藤田和寿君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題に したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、 直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長(八木 栄君) 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定によって、藤田和寿君の退場を求めます。

〔副議長 藤田和寿君退場〕

○議長(八木 栄君) それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。〔議会事務局長 仲田京司君朗読〕

〇議長(八木 栄君) お諮りします。

藤田和寿君の副議長の辞職願を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、藤田和寿君の副議長の辞職を許可することに決定しました。 藤田和寿君の退場を解きます。

〔藤田和寿君入場〕

○議長(八木 栄君) ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催しますので、第2会議室へお集まりください。 再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時49分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行い たいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ち

◎副議長選挙

○議長(八木 栄君) 追加日程第1、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(八木 栄君) ただいまの出席議員数は13人全員です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番、山内均君及び4番、平野積君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長(八木 栄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長(八木 栄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長(八木 栄君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(八木 栄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、山内均君及び4番、平野積君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長(八木 栄君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、佐藤正司君、5票、藤田和寿君、8票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、藤田和寿君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長(八木 栄君) ただいま副議長に当選された藤田和寿君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

藤田和寿君から副議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。

◎副議長就任挨拶

〇副議長(藤田和寿君) ただいま、投票により副議長に選出されました藤田和寿でございます。

八木議長を支え、当局と二元代表制の一翼を担うよう議会の改革に努め、皆様とともに明るい豊かな町づくり、吉田町を創造するべく、議会活動に邁進したいと思います。

議会運営に関しましては、八木議長を支え、補佐し、皆様方の意向を酌んだ議会運営を行っていきたいと思います。副議長として、後の残された年数を邁進させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長(八木 栄君) それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時57分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

次の日程ですが、常任委員会委員の選任を行う予定です。

そのため、ここで暫時休憩といたします。

休憩時間中に全員協議会を開き、学区別協議を行っていただき、調整をお願いいたします。 再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 零時57分

再開 午後 1時15分

○議長(八木 栄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎常任委員会委員の選任

○議長(八木 栄君) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって委員長及び 副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

この報告があり次第、全員協議会を開会し、議会運営委員会委員の選任を行うこととなりますので、よろしくお願いします。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 2時20分

○議長(八木 栄君) それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。 総務文教常任委員会の委員長に吉永滿榮君、副委員長に三輪正邦君。

産業建設常任委員会の委員長に山内均君、副委員長に杉本幸正君。

以上のとおり各常任委員会で決定された旨、報告を受けました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長(八木 栄君) 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元 に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決 定しました。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に議会運営委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長 及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

再開は、報告を受け次第といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時57分

○議長(八木 栄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

委員長に平野積君、副委員長に増田剛士君。

以上のとおり決定された旨、報告を受けました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

議会閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長(八木 栄君) 追加日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。 お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(八木 栄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、第2会議室にお集まりください。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時12分

○議長(八木 栄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎町長挨拶

〇議長(八木 栄君) 以上で、平成25年第3回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〇町長(田村典彦君) 議員の皆様には、当局から出しました議案につきまして、改革していただきましてありがとうございます。

議会の事情のことについては全くわかっておりませんけれども、まだこれからの4年間、 ぜひとも町のため、町の利益のために行動されますようお願い申し上げます。さらに、いざ という場合には、説明責任を果たしていただきたい、このように強く思っております。よろ しくお願いします。

それから、議員の皆様にも一つ、これは津波防災まちづくりでお願いがあるんでございますけれども、議員の立場でいろんな外の世界、いわば外の世界に出て吉田町の津波防災まちづくりについて、例えば、津波避難タワーが今年度末までに15基できますと言うようなことは、ぜひとも慎んでいただきたい。もう一度言いますと、吉田町の津波防災まちづくりというものは、後ろを見ても2番目はもはや見えません。これから防潮堤等にかかりますけれども、さらに、恐らくそういう意味においては、二番目はほとんど見えません。

そういう状況で何が問題が生じるかというと、人の町のこと、要は吉田町にとってうらやましいという気持ちは他の人達は言ってます。そのレベルでとどまっていれば別なんですけども、これが妬み、ひがみそういうものになっていくわけです。そうすると、吉田町がやっていることについて、さまざまな形で横やりが入る可能性があります。非常にこの津波防災

まちづくりということは微妙な問題が多々ございますので、ぜひとも議員の皆様も町外に行って、吉田町は避難防災町づくりの、スピードであるとかいうことについて口に出すときは、 非常に慎重にご発言していただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

◎議長挨拶

○議長(八木 栄君) 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長(八木 栄君) これで、平成25年第3回吉田町議会臨時会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。

これにて散会します。

閉会 午後 3時15分